

くらしのサポーター

徳島県消費生活センター

通信

2021
4月号

No.174

「利用した覚えのない請求（架空請求）」が横行しています

「利用した覚えがない架空の請求をうけているが、どうしたらよいか」「訴訟最終告知という内容のハガキが届いたが、覚えがない」という相談が、全国の消費生活センターへ寄せられています。

消費者庁イラスト集より



〈相談事例〉

- (1) 「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と書かれたハガキが届き、電話をしたら、弁護士を名乗る者を紹介され、指示に従いコンビニで支払い番号を伝えて取り下げ料10万円を支払った。(60歳代 女性)
- (2) 大手通販会社の名前でSMSが届き、身に覚えがなかったが、連絡しないと法的措置を取るとあったので電話をしたら、未納サイト料金を請求された。19万円、さらに50万円分のプリペイドカードを購入し、番号を伝えて支払った。(60歳代 男性)

〈ひとこと助言〉

- 架空請求の請求手段は、電話、ハガキ、メール、SMS(ショートメッセージサービス)など様々です。
- 実在の事業者名をかたって本物と思わせたり、法的措置を取るなどと記載をしたり、消費者の不安をあおるケースも見られます。
- 架空請求は消費者の情報を完全に特定して送られているわけではありません。連絡してしまうと個人情報を知られ、その情報を元にさらに金銭を要求される可能性があります。未納料金を請求されても **心当たりがなければ決して相手に連絡してはいけません。**

【国民生活センターより】

困ったとき、心配になったときは、
消費者ホットライン

い や や
188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一步をお手伝いします。

くらサポ川柳



徳島市

つばめファンさん

気が緩む

「無料」の二文字
思うツボ

松茂町

つくもはじめさん

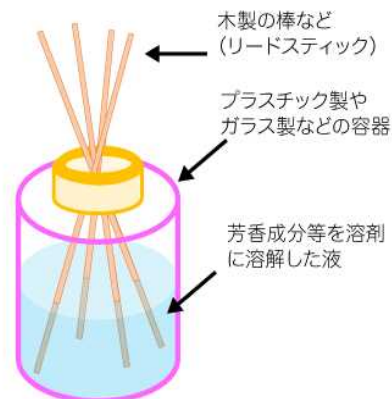
災害時

命守って
すぐ逃げる

液体芳香剤の誤飲が大きな事故につながる

ボトルに入った液体芳香剤の液に「リードスティック」と呼ばれる木製の棒などの一端を浸して、吸い上げられた液を気化、拡散させるもの（以下、「リードディフューザー」とします。）（図参照）が家庭などで広く利用されています。

2020年11月、「医師からの事故情報受付窓口」に、乳幼児がリードディフューザーに入っている液を誤飲し、肺の一部が空洞になる呼吸器障害を負って2週間程度入院、その後も通院を要しているという事故情報が寄せられました。



また、医療機関ネットワークには、2010年12月から2020年12月末までの約10年間に、乳幼児が液体芳香剤を誤飲したなどの事故情報が31件寄せられています。

【消費者へのアドバイス】

- ◎液体芳香剤は、乳幼児の手や目が届かない場所で使用・保管するようにしましょう。
- ◎誤飲した液体芳香剤の液が気管に入ると、化学性肺炎を生じる危険がありますので、誤飲した場合は慌てて吐かせずに、直ちにかかりつけ医等に相談しましょう。
- ◎液体芳香剤の液が目に入った場合は、すぐに流水で洗い流しましょう。また、皮膚に付着した場合はかぶれるおそれがあるため、石けんなどで洗いましょう。

リチウムイオン電池・充電器の使用に注意

充電することにより繰り返し使用できるリチウムイオン電池は、高容量化、小型化、そして安全性の確保によって利便性が向上し、さまざまな商品に使用されるようになっていきます。日常生活に身近な商品であるスマートフォンやタブレット端末を始め、モバイルルーター、モバイルバッテリーといった機器にもリチウムイオン電池が使用されています。

リチウムイオン電池は多くのエネルギーを蓄えられる一方で、近年、電車内などで、カバンに入れていたモバイルバッテリー等からの発煙、発火といった事故がしばしば報道され、それらは機器に内蔵されたリチウムイオン電池が出火元とされています。また、東京消防庁の「令和2年版 火災の実態」（令和2年9月発行）では、リチウムイオン電池関連の製品からの火災は年々増加していると報告されています。

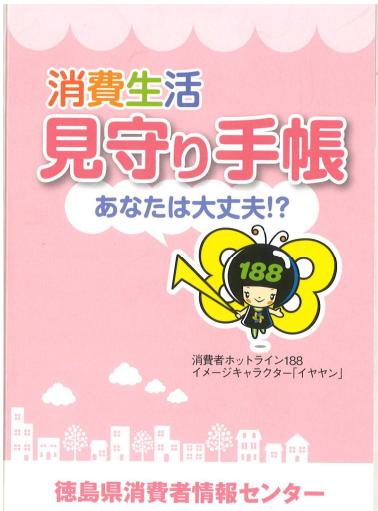
【消費者へのアドバイス】

- ◎充電端子が熱くなったり、異臭がするなど異常を感じた場合は直ちに使用を中止しましょう。
- ◎リチウムイオン電池に膨張がみられたら使用を控え、交換または適切に廃棄しましょう。
- ◎充電器の定格出力を確認し、接続するスマートフォンやモバイルバッテリーなどの仕様に応じて適切な充電器を使うようにしましょう。
- ◎リチウムイオン電池を搭載した機器や充電器を放熱が妨げられる環境下で使用すると高温になるおそれがあります。使用中や充電中は発熱することを認識しておきましょう。
- ◎製造・販売元や型式が明示されていない商品や、仕様が不明確な商品を購入するのは避けましょう。

お知らせコーナー

【啓発活動に御活用ください】

消費者啓発に次の資料をご要望の際は、消費者情報センター（０８８－６２３－０６１２）または徳島県消費者協会（０８８－６２５－８２８５）まで、ご連絡ください。



【チラシ・冊子】

- ・消費生活見守り手帳～あなたは大丈夫！？～
- ・みんなで防ごう悪質商法
- ・新たなインターネットトラブルが急増しています
- ・契約のトラブルからあなたを守る
 - －契約チェックシート－
- ・あなたは大丈夫？
 - －消費者トラブルを防ぐために－
- ・気づいてつないで守る 高齢者の消費者トラブル

【DVD】 ※消費者協会から貸出

事例で学ぶ！ 若者を狙った悪質商法・詐欺の手口と対策	(株) 東京法規出版 監修/弁護士 村 千鶴子	35分
事例で学ぶ！ 高齢者を狙った詐欺・悪質商法の手口と対策	(株) 東京法規出版 監修/弁護士 村 千鶴子	35分
あなたの老後の資金が奪われる！ 従来型オレオレ詐欺、CO交付型詐欺、 架空請求詐欺	(株) オプチカル 監修/消費生活コンサルタント 木村 嘉子	24分
なぜ騙されるのか？ 高齢者を狙う悪質商法・詐欺に対処するには	東映 (株) 教育映像部 監修/弁護士 村 千鶴子	23分
林家木久扇・木久蔵のだまされちゃいやーん！ 高齢者を狙う 詐欺・悪質商法	東映 (株) 教育映像部 監修/弁護士 村 千鶴子	30分
断るチカラの磨き方 心の隙を狙う悪質商法 知的障害や発達障害がある方へ（練習編付き）	東京都消費生活総合センター	27分
高校生・若者向け リーガル★レッスン 民法と契約の基礎を学ぶ	東京都消費生活総合センター	32分

くらしのコラム

懐かしい電報、伝言板

ー携帯電話が時代を変えるー

サクラサク、は、桜咲く、とは違う意味があることは一昔前の人には当たり前であった。いわゆる電報が緊急の連絡として重要だったころの多くは県外からの合格の連絡が、サクラサク、というカタカナである。

合格連絡の電報は電子郵便やFAXの発達ですくなくなり、インターネットの普及で見かけなくなった。大学生のサークルの運営費を稼ぐのに適当なものだった。今は、合格の胴上げが部費稼ぎである。

携帯電話はむろんのこと、置き電話もどこの家にもなかった昭和の30年代は、待ち合わせのための駅には「伝言板」があった。駅には縦に線がある黒板があって、「〇〇まで待っていた」のような言葉が記されていた。

携帯の普及は伝達手段を変えてしまった。。

くらしのサポーター 三原茂雄

絵てがみ



くらしのサポーター 福谷洋介

くらしのサポーターの皆様の投稿大歓迎！

くらサポ川柳への投稿、地域のイベント宣伝や 活動報告など、掲載したいことがありましたら、お気軽におたずねください！

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0851 徳島市徳島町城内2番地1 とくぎんトモニプラザ 5階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

